

# 美術館 施設 利用のてびき

<平成29/3/20改定版>



KAWARA MUSEUM  
of Takahama City,  
a Hometown of Ceramics

高浜市やきものの里  
**かわら美術館**

〒444-1325 愛知県高浜市青木町九丁目6番地18  
TEL 0566-52-3366 FAX 0566-52-8100  
<http://www.takahama-kawara-museum.com/>

# 料 金

<1>

## 1 施設① (1時間あたりの料金)

室名	料金	室名	料金
ホール(230.63㎡)	2,110円	楽屋 1 (19.38㎡)	170円
スタジオ(83.55㎡)	760円	楽屋 2 (17.11㎡)	150円
ホワイエ(128.64㎡)	220円	講義室(80.67㎡)	730円
		会議室(35.40㎡)	320円

※ ホールについて、入場料を徴収して使用する場合は所定使用料の2倍となります。

## 2 施設②

室名	利用単位	利用時間	料金
シアター(40席)	午前/午後	午前10時～午後1時30分 /午後1時30分～午後5時	各1,000円
陶芸創作室(196.87㎡)	午前/午後	午前10時～午後1時30分 /午後1時30分～午後5時	各1,000円
	(加算分)	利用人数×120円	
モノコトギャラリー (234.78㎡)	中央スペース	1週間(水～日)	午前10時～午後5時 15,000円
		1日	午前10時～午後5時 5,000円

※上記施設は午前10時～午後5時の利用となります。

## 3 備品 (1日あたりの料金)

品名	料金	品名	料金
ピアノ(スタインウェイ)	9,070円	ボーダーライト(ホール)	1,150円/列
演台・花台・司会者台	620円	サスペンションライト(ホール)	1,560円/列
ワイヤレスマイク	510円/本	スポットライト(ホール)	1,300円/台
音声増幅装置(ホール)	2,100円	CD・DVD・BD等プレイヤー	830円
音声増幅装置(その他)	610円	液晶プロジェクター	830円
スピーカー(スタンド付)	300円/セット	スクリーン	300円
移動式スピーカー(マイク1本付)	350円	持込器材電源(0.5～2Kw)	50～200円
譜面台	50円/台	飲食時清掃費(ホール)	5,000円

※ 使用者がピアノの調律を希望される場合は、原則として当館が委託している専門技術者に依頼することとし、その場合の費用は使用者の負担となります。

※ その他、備品の詳細は「別表」のとおりです。

# 利用時間等

## 1 利用時間

休館日を除く午前10時から午後9時まで。(シアター、陶芸創作室、モノコトギャラリーは午後5時まで)

- (1) 時間貸し施設の利用は、時間単位とします。
- (2) 利用時間には、準備や後片付けの時間も含まれます。
- (3) 連続利用する場合の料金徴収対象時間は、占有時間に応じます。
- (4) 陶芸創作室は、陶芸休講日の利用に限ります。

## 2 休館日

- (1) 毎週月・火曜日(祝日の場合は水曜日以降の最初の平日)。
- (2) 年末年始(12月27日から1月3日)。
- (3) その他臨時に休館することがあります。

## 1 受付

- (1) 申し込みは利用希望日の月の5ヶ月前の1日(1日が休館日の場合は翌開館日)から、かわら美術館2階事務室又は電話にて受け付けます。  
※ 休館日には受付は行いません。
- (2) 受付時間は午前10時から午後5時まで。
- (3) 申し込みは先着順です。但し、受付初日に限り、午前11時までに申し込みが重なった場合は、同日午後1時より抽選会を行います。  
※ ご来館いただけない場合は棄権となります。
- (4) 受付初日午前11時までの申し込みに関し、1グループ1週間内につき1回とします。
- (5) 連続利用が次月にまたがる場合、利用開始日を基準といたします。
- (6) 1ヶ月以内の利用申し込みは使用料の納付をもって受付といたします。
- (7) 1週間以内の夜間申し込みはできません。

## 2 手続き

- (1) 施設等の利用を希望される方は、「利用許可申請書」を利用日の1か月前までに提出してください。付属設備、備品を利用される場合も同様です。
- (2) 利用の申し込みは、代表者または利用責任者が申請の手続きをしてください。
- (3) 利用内容等によっては、貸出しをお断りすることがあります。
- (4) かわら美術館が主催する展覧会等を行うため、利用できない期間があります。

## 3 使用料金の納付

- (1) 使用料金(付属設備も含む)は、利用の1ヶ月前までに当館2階事務室にて、お支払いください。(午前10時から午後5時まで)。お支払いが無い場合、予約はキャンセルとみなします。

## 4 使用料金の還付

利用料金は次の場合に限り還付いたしますが、その他の補償は一切行いませんのでご了承ください。

- (1) 公共の福祉のためにやむを得ず使用の取り消し、中止となった場合。
- (2) 警報発令、災害、事故等により休館となった場合。
- (3) 原因が当館にあり、設備・機材などのトラブルで利用できなくなった場合。  
\* 還付は後日になる場合がございます。

## 5 利用許可の制限

次のような内容の場合は施設の利用はできません。

- (1) 公の秩序を乱し、または風俗を害するおそれがある場合。
- (2) 搬入物が「搬入品の制限」に記載するものにあたる場合。
- (3) 施設の構造上または運営上支障のある場合。
- (4) 政治・宗教活動等を目的とする場合。
- (5) 暴力団の利益になると認められる場合。
- (6) 営利(金銭の授受など)を伴う場合。
- (7) 催し内容に著作権・プライバシーの侵害などの恐れがある場合。
- (8) その他美術館設置目的にそぐわない場合。

## 6 利用権の譲渡等の禁止

- (1) 施設利用の権利を、譲渡・転貸することはできません。

### 1 事前打合せ

- (1) ホール・シアター・陶芸創作室・モノコトギャラリーの利用申請者または利用責任者の方は、利用日の1ヶ月前までに来館の上、担当者と打合せを行ってください。
- (2) ちらし等を作られる場合には、事前に美術館に確認してください。  
なお、作成された場合には提出してください。

### 2 搬入品の制限

次のようなものは施設内に持ち込むことはできません。

- (1) 他の来館者に対し不快音や大音量・振動を発生したり、煙霧を発生する仕掛けのあるもの。
- (2) 悪臭を発生したり、腐敗の恐れのある素材を使用したもの。
- (3) 人に危害を及ぼす恐れのある素材を使用したもの。
- (4) 床・壁面等を汚損、毀損する恐れのある素材を使用したもの。
- (5) 許容範囲を超える重量物。
- (6) 天井から直接吊り下げるもの。
- (7) 動物(介助犬などを除く)、防虫処理を行っていない植物。
- (8) 発火または引火しやすいものや発熱機器、その他危険物。
- (9) 消防法による防災処理がなされていない素材など。
- (10) その他、法規にふれる恐れのあるものや、管理運営上、不相当と認められるもの。

## 当日の注意事項

### 1 禁煙

- (1) かわら美術館は全館禁煙となっております。喫煙は館外の指定の場所をお願いいたします。

### 2 飲食等

- (1) 施設内では、調理及び利用者の持ち込みによる飲食はできません。
- (2) 目的などにより一部例外がありますので、事前に相談してください。
- (3) 場合により、施設の殺菌・特殊清掃等の費用をご負担いただきます。

### 3 持込品等の管理

- (1) 貴重品等の管理は使用者の責任で行ってください。盗難・紛失等による損害について、当館は一切の責任を負いません。コインロッカーをご利用ください。

### 4 建物への工作などの禁止

- (1) 施設の壁、天井、柱、扉等には、直接工作・貼付けをすることはできません。
- (2) 使用施設外への広告類などの掲出はできません。

### 5 駐車場

- (1) 車両での来館が多い場合、駐車場(P1～P3)の案内を事前に周知してください。  
その場合、当日混乱を避けるため、正面入口に駐車案内の係員を配置してください。

### 6 その他

- (1) 施設、駐車場を利用中に発生した事故・傷害に関して当館は一切その責任を負いません。

## 1 シアター・陶芸創作室・モノコトギャラリー利用の詳細

- (1) 別紙のてびきを参照ください。

## 2 変更及び取り消し

- (1) 施設、備品の追加使用は可能ですが、変更・取り消しの場合、使用料金の還付はできません。但し、利用申請書を提出済み、且つ未払いの利用予定がある場合は、「変更申請書」の提出をもって変更・取り消しを受け、使用料金の振替が可能となります(受付は利用日の1週間前まで)。

## 3 使用許可の取り消し

次の場合には使用許可の取り消しまたは利用の中止をしていただきます。

- (1) 使用の許可条件、または美術館の指示に違反したとき。
- (2) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。
- (3) 災害その他により、休館になったとき。

## 4 施設等の原状回復

- (1) 利用者が故意または過失によって施設内の設備・器物等を汚損・紛失したときは、速やかに2階事務室に申し出るとともに、利用者の費用負担で修理補修し、原状に復してください。

## 5 非常時の対応

- (1) 利用者は、事前に施設内の防火設備・退避順路等の確認を行い、災害等の非常時は施設の利用を中止し、来場者の避難誘導・安全確保に努めてください。
- (2) 災害の発生、警報の発令、その他不可抗力等でかわら美術館が休館となったときは、施設等の使用を中止するとともに、速やかに退館していただきます。  
なおこの場合の使用料は原則として還付いたしますが、その他の補償は一切行いませんのでご了承ください。